

島根県農業経営等緊急対応資金融資要領

制 定 令和2年2月26日付け 農第1760号

最終改正 令和6年3月19日付け 農第1399号

島根県農業経営等緊急対応資金融資要綱（令和2年2月26日付け農第1760号。以下、「要綱」という。）別表に掲げる資金の融資に係る事務の取扱いについては、要綱に定めるほか、この事務処理要領による。

第1条 資金措置

- 1 要綱第4条に定める預託金の協調倍率及び預託金利率については、別表1のとおりとする。
- 2 預託金は、毎年2月末の融資残高に応じて4月1日に預託し、それを8月末の融資残高に応じて10月1日に調整する。

第2条 融資の認定申請等

（認定を受けようとする者）

- 1 要綱別表に定める発動資金の融資の認定を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、借入申込書（様式第1号）に、別表2に定める書類（以下これらを「申込書等」という。）1通、発動資金の融資対象者であることが確認できる書類、その他の書類でその都度別に定めるものを添付して、要綱第3条に定める取扱金融機関へ提出するものとする。

（取扱金融機関）

- 2 申込書等を受けた取扱金融機関は、写しを島根県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に送付する。

（基金協会）

- 3 申込書等を受けた基金協会は、その内容を審査する。

（債権保全措置）

- 4 申込者は、基金協会の債務保証を受けなければならないが、その保証料率等については基金協会が別に定めるところによる。

第3条 融資の認定

- 1 要綱第5条に定める融資の認定について、基金協会は、認定を行ったときは、取扱金融機関及び基金協会が定める手続により、取扱金融機関を通じて申込者に通知する。
- 2 認定をしないときは、その旨を前項に規定する方法により通知する。

第4条 融資の手続き

前条第1項の認定を受けた申込者（以下「借受者」という。）は、取扱金融機関が定める手続により融資を受けるものとする。

第5条 融資報告

（取扱金融機関）

- 1 要綱第6条に定める融資報告について、取扱金融機関は、当資金の融資を行ったときは、取扱金融機関及び基金協会が定める手続により、直ちに基金協会へ報告しなければならない。
(基金協会)
- 2 基金協会は、当月分の融資実績報告書(様式第2号)を翌月10日までに、知事へ提出しなければならない。

第6条 資金の償還

借受者からの当資金の償還は、取扱金融機関が定める手続によるものとする。

第7条 借入辞退・繰上償還

- 1 融資の認定を受けた者が、当資金の融資を受ける前に借入を辞退しようとするとき、又は融資を受けた後に繰上償還を行うときは、取扱金融機関及び基金協会が定める手続によるものとする。
- 2 取扱金融機関は、前項の手続を行ったときは、取扱金融機関及び基金協会が定める手続により、直ちに基金協会へ報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年2月26日から施行する。

(既存要領の廃止)

- 2 次に掲げる要領は廃止する。ただし、廃止の日に、現に実施している資金措置(預託)については、令和2年3月31日までは従前のおりとする。
 - (1) 平成22年度豪雪災害対策資金事務処理要領(平成23年2月1日付け農第1518号)
 - (2) 島根県肉用牛経営緊急対策資金事務処理要領(平成23年8月22日付け農第873号)
 - (3) 平成26年度雪害対策資金事務処理要領(平成27年1月5日付け農第1246号)
 - (4) 平成27年度雪害対策資金事務処理要領(平成28年2月15日付け農第1317号)
 - (5) 平成28年度雪害対策資金事務処理要領(平成29年2月7日付け農第1290号)
 - (6) 平成29年度雪害対策資金事務処理要領(平成30年2月21日付け農第1469号)
 - (7) 平成30年4月地震農業被害対策資金事務処理要領(平成30年5月8日付け農第248号)
 - (8) 平成30年7月豪雨農業被害対策資金事務処理要領(平成30年7月24日付け農第723号)

(経過措置)

- 3 この要領の施行の前に行われた前項に掲げる要領による資金は、この要領の規定に相当する資金とみなす。

附則

この要領は、令和2年3月16日から施行し、令和2年3月17日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月31日から施行し、令和2年7月29日から適用する。

附則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月3日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月8日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月11日から施行する。

附則

この要領は、令和5年2月27日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

資金名称	協調倍率	預託金利率 (年利)
平成 22 年度豪雪災害対策資金	2. 2 0	0. 0 %
平成 26 年度雪害対策資金	1. 6 4	0. 0 %
平成 27 年度雪害対策資金	1. 4 8	0. 0 %
平成 28 年度雪害対策資金	1. 2 3	0. 0 %
平成 29 年度雪害対策資金	1. 2 3	0. 0 %
平成 30 年 7 月豪雨農業被害対策資金	1. 2 3	0. 0 %
令和 2 年新型コロナウイルス感染症対策資金	1. 0 8	0. 0 %
令和 2 年度大雪農業被害対策資金	1. 1 6	0. 0 %
令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策資金	1. 0 7	0. 0 %
令和 3 年度大雨・台風農業被害対策資金	1. 2 4	0. 0 %
令和 4 年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金	1. 0 7	0. 0 %
令和 5 年 1 月大雪農業被害対策資金	1. 6 4	0. 0 %
令和 5 年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金	1. 0 5	0. 0 %
令和 6 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金	1. 1 5	0. 0 %

別表 2

資金使途	融資の認定に必要な書類（ただし、借入申込書は除く）
施設等資金	設計図書、見積書、カタログ、建築確認通知書（写）、定款・規約、借入及び保証委託に関する議事録、前年分の所得証明（公的証明書又は組合長名の所得証明）、直近の決算書（業務報告書）、信用取引確認書類（約定償還額と延滞のないことが確認できる書類）、法人登記簿、保証人調書、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 等
運転資金	定款・規約、借入及び保証委託に関する議事録、前年分の所得証明（公的証明書又は組合長名の所得証明）、直近の決算書（業務報告書）、信用取引確認書類（約定償還額と延滞のないことが確認できる書類）、法人登記簿、保証人調書、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 等

様式第1号（第2条関係）

〇〇資金借入申込書兼債務保証委託申込書

年 月 日

島根県農業協同組合代表理事組合長 様
 島根県農業信用基金協会会長理事 様

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

氏 名

生年月日 [年 月 日生 (歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者名]

私（法人・団体）は、島根県農業信用基金協会（以下「協会」といいます。）の保証により下記のとおり借入れを申し込みます。

なお、借入金額その他の借入条件については別途締結する金銭消費貸借契約の各条項に従うものとし、また、保証条件については島根県農業信用基金協会と締結する債務保証委託契約の各条項に従うものとします。

記

取扱金融機関		借入予定日	年 月 日	
借入金額	万円	借入期間	年 か月間	
借入金使途		第1回償還日	年 月 日	
利 率		最終償還日	年 月 日	
元 金 の 支 払 い 方 法	割賦 毎年 月 日	利 息 の 支 払 い 方 法	毎 年 月 日 月 日	
	第1回～第 回 ¥ 円			
	第 回～第 回 ¥ 円			
申 込 者 が 既 に 債 務 保 証 を 受 け て い る も の の 内 容	年度	保証番号	現在残高	資 金 名 (用 途)
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	

【取扱金融機関意見欄】

取扱金融機関名 ()	責任者印

様式第2号（第5条関係）

〇〇資金融資実績報告書（ 年 月分）

第 号
年 月 日

島根県知事 様

島根県農業信用基金協会長

〇〇資金について、下記のとおり融資実績を報告します。

記

取扱金融機関名	保証番号	資金使途	住 所 (市町村名)	認 定 日	融資実行日	融資額（千円）	償還期限
				年 月 日	年 月 日		年 月 日
				年 月 日	年 月 日		年 月 日
				年 月 日	年 月 日		年 月 日
				年 月 日	年 月 日		年 月 日
				年 月 日	年 月 日		年 月 日
小 計							

	融資額（千円）	融資件数（件）
前月までの累計		
合 計		